

指導行政のポイント

指導力不足教員と“適正手続”

菱村 幸彦

前回に引き続き、もう一度「指導力不足教員」の問題を取り上げよう。

教委規則で何を定めるか

文部科学省通知（平成13年8月29日、文科初第571号）は、指導力不足教員の判定の手続を定める教育委員会規則の内容について、次の諸点を示している。

教委内に判定委員会を設けて判断すること。

判定委員会には専門的知識を有する学識経験者等を加えることが望ましいこと。

原因が精神疾患等の病気に起因するおそれがある場合には、精神科医等の意見を聴くこと。

必要に応じて、校長等から授業状況等の様子を報告させること。

必要に応じて、当該教職員に意見を述べる機会を与えること。

当該教員のプライバシーに配慮すること。

不服申立を行うことが可能であること。

指導力不足の認定により、転職等の措置がとられることは、一般的に本人にとって不利益な処分を受けることになると言えるだろう。

とすれば、指導力不足教員の認定にあたっては、本人の利益が不当に侵されることのないよう慎重な手続が要請される。そこで、指導力不足教員の認定に際して重要となるのが「適正手続」の保障である。

適正手続とは、英米法における「法の適正な手続」（due process of law）と呼ばれる法原則に由来するもので、公権力を手続的に拘束し、人権を手続的に保障しようとする考え方である。

憲法31条が「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めるのは、わが国

における適正手続の規定である。

重要なのは「告知」と「聴聞」

この条文に「……刑罰を科せられない」とあることからわかるように、適正手続は直接には刑事手続に関する規定である。しかし、その趣旨は行政手続にも準用されると解されており、行政手続法13条では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、聴聞および弁明の手続をとることを求めている。

適正手続の内容として、とりわけ重要なのが「告知と聴聞」（notice and hearing）である。つまり、不利益な処分を受ける場合は、事前の告知によって、そのような処分に対する反論を提示する機会を与えられることが適正手続の最も基本的かつ重要な内容とされている。

このほか、不利益処分の決定にあたっては、その判断が公平かつ適正に行われることが必要である。判断が公平であるためには、第三者的立場に立つ委員会による判定が重要である。また、その判断が適正であるためには、委員会に弁護士、医師等の専門家が入っていることが望ましい。さらに、本人のプライバシーが保護されることや不利益処分に対する不服申立など救済措置が用意されていることも欠かせない。

冒頭に掲げた文部科学省通知の示す内容は、こうした適正手続の考え方に立って、必要な諸手続を教育委員会規則に盛り込むことを示したものだと言えるだろう。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

危機管理”研修テキスト三部作 好評発売中

- 『求められる危機管理能力』大石勝男編・2310円
- 『学校の危機管理マニュアル』菱村幸彦編・2310円
- 『危機管理の法律常識』菱村幸彦編・2310円

★教員の人事考課は時代の要請、さけて通れない課題

佐藤 全編 / A5判・260頁・定価2100円

★指導力不足教員への学校管理職の対応 ●教育開発研究所刊●

八尾坂 修編 / A5版・240頁・定価2100円

『教員の人事考課読本』 『「指導力不足教員」読本』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）